

糸島市補助金設計書

所管課 子ども課

補助金名称	一時預かり事業補助金(幼稚園)
区分	国県制度事業補助
該当例規等	子ども・子育て支援交付金交付要綱 一時預かり事業実施要綱 糸島市社会福祉法人の助成に関する条例、同条例施行規則

【長期総合計画体系】

基本目標 2 __子どもが健やかに育つまちづくり

政策 1 __子育て支援の充実

施策 __保育などのサービスの充実を図る

1号認定・・・満3歳以上で
学校教育のみを受ける子ども
2号認定・・・満3歳以上で
保育を必要とする子ども
3号認定・・・満3歳未満で
保育を必要とする子ども

1 補助の目的

幼稚園等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 成果指標

成果指標： 新制度に移行した幼稚園のうち一時預かり事業を実施する園の割合
私立幼稚園のうち2歳児の一時預かり事業を実施する園の割合
目標値： 50%（平成29年度） 100%（令和2年度）
0%（平成29年度） 50%（令和2年度）

3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

一時預かり事業（幼稚園型）

一時預かり事業（幼稚園型）

【補助対象者】

幼稚園等に在籍する満3歳児以上の幼児（1号認定子ども）で、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保護を受ける者
子育て安心プランに参加する市町村に居住する、3号認定を受けた2歳児

4 補助対象(外)経費

【補助対象経費】

一時預かり事業の実施に必要な経費

5 補助率・補助限度額、積算根拠

国1/3、県1/3、市1/3

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和2年度まで